

## 第 23 期 第 24 回 農業委員会総会審議結果

|         |  |        |       |       |       |
|---------|--|--------|-------|-------|-------|
| 開催日時    | 令和元年 9 月 26 日(木曜日) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 30 分 |        |       |       |       |
| 開催場所    | 苫小牧市役所第二庁舎2階北会議室                           |        |       |       |       |
| 出席農業委員  | 山内 幸子                                      | 丹羽 秀則  | 今泉 宏治 | 及川 末男 | 計 6 名 |
|         | 五十嵐 堅司                                     | 野村 真理子 |       |       |       |
| 欠席委員    | 中岡 亮太                                      |        |       |       |       |
| 議事録署名委員 | 今泉 宏治                                      | 及川 末男  |       |       |       |

|        |        |        |       |      |       |
|--------|--------|--------|-------|------|-------|
| 出席推進委員 | 寒河江 一富 | 佐久間 貴子 | 早勢 光明 | 黒坂 章 | 計 5 名 |
|        | 山本 まり子 |        |       |      |       |
| 欠席委員   | 羽原 吉一  |        |       |      |       |

### 審議内容

#### 報告第 1 号 現況証明願いの専決処分について

| 番号 | 所在地番                   | 公簿地目 | 農地台帳地目 | 面積 (㎡) | 申請者 (所有者)  | 願出理由    | 確認結果       | 確認委員                                      |
|----|------------------------|------|--------|--------|--|---------|------------|---|
| 1  | のぞみ町<br>1 丁目 9 番<br>20 | 畑    | 登録なし   | 699    | ■■■■市■■■町<br>■■丁目■■番■号<br>土地家屋調査士<br>■■ ■■<br>(■■■■市■■■<br>■■丁目■-■<br>■■ ■■) | 地目変更のため | 農地・採草放牧地以外 | 農業委員<br>及川 末男<br>野村 真理子<br>推進委員<br>山本 まり子 |

|      |      |
|------|------|
| 審議結果 | 原案承認 |
|------|------|

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知(使用貸借)について  
(使用貸借の合意解約)

| 土地の表示  |                                |                           | 貸人の住所<br>氏 名   | 借人の住所<br>氏 名                  |                               |
|--|--------------------------------|---------------------------|--|-------------------------------|-------------------------------|
| 所在・地番  | 地 目                            |                           |  |                               | 面積 (㎡)                        |
|  | 公簿                             | 現況                        |  |                               |                               |
| 字美沢 115 番 1 の内<br>115 番 2<br>116 番<br>117 番 1 の内<br>117 番 2<br>118 番の内 | 山林<br>牧場<br>畑<br>牧場<br>畑<br>牧場 | 畑<br>畑<br>畑<br>畑<br>畑     | 33,715 ㎡の内 14,694 ㎡<br>22,000 ㎡<br>7,933 ㎡<br>55,127 ㎡の内 42,127 ㎡<br>16,859 ㎡<br>29,791 ㎡の内 8,200 ㎡<br>(計 111,813 ㎡) | ■■■市■<br>■■■■■<br>番地<br>■■ ■■ | ■■■市■<br>■■■■■<br>番地<br>■■ ■■ |
| 契約内容   | 契約年月日                          | 契約期間                      | 合意解約日  | 土地引渡日                         |                               |
| 農地法第3条<br>H6年6月(使用貸借)  | H6年6月27日                       | 始期 H6年6月27日<br>終期 H 年 月 日 | R元年9月5日  | R元年9月30日                      |                               |

|      |      |
|------|------|
| 審議結果 | 原案承認 |
|------|------|

議案第1号 農用地利用状況報告について

業経営基盤強化促進法施行細則第16条の2の規定による報告

|                                  |           |         |            |           |
|----------------------------------|-----------|---------|------------|-----------|
| 利用権設定を受けた者の氏名等                   | ■■■       |         |            |           |
| 農用地等の面積<br>(第16条の2第1項2号)         | 権利設定      |         | 農用地等の面積(㎡) |           |
|                                  | 解除条件付使用貸借 |         | 6,954      |           |
| 耕作の状況<br>(第16条の2第1項3号)           | 作物の種類     | 作付面積(㎡) | 生産量(㎡)     | 反収(㎡/10a) |
|                                  | 果樹        | 2,200   | 0          | 0         |
|                                  | 野菜        | 4,000   | 400        | 100       |
|                                  | 計         | 6,200   | 400        | 65        |
| 周辺の農用地に及ぼしている影響<br>(第16条の2第1項4号) | なし        |         |            |           |
| 地域農業との役割分担の状況<br>(第16条の2第1項5号)   | なし        |         |            |           |
| 添付資料<br>(第16条の2第2項)              | なし        |         |            |           |

※確認書は別紙 1

|      |      |
|------|------|
| 審議結果 | 原案可決 |
|------|------|



## 議案第3号 苫小牧市農業委員会会長専決規程の制定について

農業委員会の権限に属する事務の円滑な執行を図るため、委員会会長の専決規程を制定 別紙3

### その他

(1) 農地法第5条の規定による一時転用事業の完了について

|       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 許可番号  | 平成30年12月21日付け苫農委第4号                   |
| 土地の貸主 | ■■■市■■■■■■番地<br>株式会社■■■■ 代表取締役 ■■ ■■  |
| 土地の借主 | ■■郡■■■町■■■丁目■番地<br>株式会社■■ 代表取締役 ■■ ■■ |
| 土地の所在 | 苫小牧市字樽前72番1の内外8筆 畑 33,019㎡            |
| 転用の目的 | 砂利採取                                  |
| 事業の期間 | 平成30年12月21日～平成31年12月20日               |
| 事業の完了 | 令和元年8月5日                              |
| 完了の確認 | 令和元年8月22日                             |
| 確認委員  | 農業委員：及川委員、野村委員<br>推進委員：黒坂委員、羽原委員、山本委員 |

(2) 第23期第25回農業委員会総会の開催について  
10月28日(月) 午後2時からの開催予定

農業経営基盤強化促進法第 20 条の 2 第 1 項 確認書

第 23 期第 24 回農業委員会総会 議案第 1 号

|                             |   |                     |        |
|-----------------------------|---|---------------------|--------|
| 借人： ■ ■ ■                   | 貸人： ■ ■ ■   | 作成者： 竹澤 美幸          |        |
| 法 20 条の 2 条項（農用地利用集積計画の取消し） |   | 判断理由                | 取消しに該当 |
| 第 1 項第 1 号<br>（地域との調和・影響）   | ・その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。                              | 事実はない。              | しない    |
| 第 1 項第 2 号<br>（継続的安定的農業経営）  | ・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。  | 労働力が確保され、農地を利用している。 | しない    |
| 第 1 項第 3 号<br>（法人の場合の常時従事）  | ・その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。<br><br>※常時従事：150 日以上<br>農業従事：農作業以外の企画管理を含む | —                   | —      |

参考

|   |                             |        |
|---|-----------------------------|--------|
| 農地法第 3 条第 2 項第 1 号（権利移動の許可要件）   | 判断理由                        | 取消しに該当 |
| 全部効率利用要件<br>農地の権利を取得しようとする者またはその世帯員等が権利を有している農地および許可申請に係る農地のすべてについて、効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること。 | 一部整備中の部分はあるが、農地を効率的に利用している。 | しない    |

第 23 期第 24 回農業委員会総会 議案第 2 号  
 (利用権の設定：所有権移転・賃貸借権設定)

|                                   |  |                  |               |
|-----------------------------------|--|------------------|---------------|
| 譲受（借）人：有限会社 ■■■■■■<br>代表取締役 ■■ ■■ |  | 譲渡（貸）人：<br>■■ ■■ | 作成者：<br>池田 吉繁 |
| 法 18 条の条項                         | 判断の理由  |                  | 不許可<br>に該当    |
| 第 2 項第 6 号<br>(解除条件)              | ・借人は、農地所有適格法人である。  |                  | 適応なし          |
| 第 3 項第 1 号<br>(基本構想適合)            | ・借人は、基本構想に掲げる利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしており、農用地利用集積計画案の内容が基本構想に適合するものと認められる。                    |                  | しない           |
| 第 3 項第 2 号イ<br>(全部効率利用)           | ・借人は、農地所有適格法人であり、以前から当市字美沢の他の農地の借人として継続して耕作しており、今後も当該地も含めて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できると認められる。   |                  | しない           |
| 第 3 項第 2 号ロ<br>(農作業常時従事)          | ・借人は、農地所有適格法人としての要件を全て満たした会社であり、従事者が農業及び農作業を行う必要がある日数について要件に定めるとおり従事すると認められる。                |                  | しない           |
| 第 3 項第 3 号イ<br>(継続的安定的農業経営)       | ・第 2 項第 6 号に規定する者でない。  |                  | 適応なし          |
| 第 3 項第 3 号ロ<br>(法人の場合の常時従事)       | ・第 2 項第 6 号に規定する者でない。  |                  | 適応なし          |
| 第 3 項第 4 号<br>(権利を有する者の同意)        | ・利用権の設定等を受ける土地毎に、借人と貸人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。 |                  | 適応なし          |

※参考 農地所有適格法人要件（農地法第 2 条 3 項）

| 要件    | 判断の理由                                       | 適否 |
|-------|---|----|
| 形態要件  | 会社法人（有限会社）である。                              | 適  |
| 事業要件  | 主たる事業が農業である。（定款）                            | 適  |
| 構成員要件 | 構成員 6 名のうち 3 名が常時農業に従事（年間 150 日以上）すると認められる。 | 適  |
| 役員要件  | 役員 2 名のうち 2 名が常時農作業に従事（年間 60 日以上）すると認められる。  | 適  |

## 苫小牧市農業委員会会長専決規程

### (目的)

第1条 この規程は、苫小牧市農業委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務の円滑な執行を図るため、委員会会長（以下「会長」という。）の専決について必要な事項を定めることを目的とする。

### (専決事項)

第2条 会長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出の受理に関する事。
- (2) 法第4条第1項第8号の規定による届出の確認に関する事。
- (3) 法第5条第1項第6号の規定による届出を要する農地等について、国税徴収法（昭和34年法律第147号）、民事執行法（昭和54年法律第4号）等の規定により公売等が行われる場合における買受適格証明に関する事。
- (4) 法第18条第6項の規定による通知の受理に関する事。
- (5) 法第25条の規定による和解の仲介申立てに係る処理に関する事。
- (6) 法第43条第1項の規定による届出の受理に関する事。
- (7) 現況証明のうち、別に委員会で定めた要領に該当するものの証明に関する事。
- (8) 委員会職員の任免に関する事。
- (9) 委員会の公示及び公告に関する事。
- (10) その他軽易な事項と認められるもの

### (専決の制限)

第3条 会長は、その専決できる事項であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の議決を得なければならない。

- (1) 転用届出に係る農地等の利用関係について、現に紛争が生じている場合
- (2) 転用届出に係る農地等の転用に伴い、周辺農業者の農業上の土地利用に悪影響を及ぼす等により紛争の生ずるおそれがある場合
- (3) その他前2号に準ずる場合

### (専決の報告)

第4条 会長は、第2条の規定により専決した事項については、直近の委員会の会議に報告しなければならない。

### (代決)

第5条 第2条各号に掲げる事項について、緊急を要する場合は、事務局長がその事務を代決する。

2 事務局長は、前項の規定により代決した場合は、速やかに会長に報告をしなければならない。ただし、あらかじめ報告を要しない旨の指示を受けた場合は、この限りでない。

### 附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。